

●2024（令和6）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【伊賀地区・阿山地区 事業所】

公共下水道使用料（一般家庭用・事業所等用）

（消費税込）

1か月あたりの使用料								
基本使用料	従量使用料（1㎡につき）							
	1㎡～ 10㎡	11㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 100㎡	101㎡～ 200㎡	201㎡～ 500㎡	501㎡～ 1,000㎡	1,001㎡ 以上
1,650円	143円	209円	231円	242円	264円	286円	308円	319円

2か月で水量 60 ㎡使用した場合、下記の金額となります。

※2024（令和6）年4月分から2026（令和8）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

①令和5年1月以前の使用料	②令和5年2月以降の使用料	③差額 (②-①)	令和5年2月分から 令和6年3月分まで の使用料 (軽減率 75%)	令和6年4月分から 令和8年3月分まで の使用料 (軽減率 50%)	令和8年4月分から 令和10年3月分まで の使用料 (軽減率 25%)
			④軽減額: (③×75%) 使用料: ② - ④	⑤軽減額: (③×50%) 使用料: ② - ⑤	⑥軽減額: (③×25%) 使用料: ② - ⑥
伊賀地区 阿山地区 事業所 基本使用料 4,400 円 +加算使用料 11,520 円 =15,920 円	基本使用料 3,300 円 + 従量使用料 11,660 円 14,960 円	▲960 円	軽減額: ▲720 円 使用料: 15,680 円	軽減額: ▲480 円 使用料: 15,440 円	軽減額: ▲240 円 使用料: 15,200 円

※実際のご利用状況により、各事業所様の使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。